第２　一般債権
１　一般債権
一般債権とは、協定債権のうち第３、１に規定する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済期間
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、⑵で定める弁済額を弁済する。
⑵　弁済額
各債権者の弁済額は、各債権者の一般債権額に、次に定めるアからイを減じた金額をウで除することにより得られた弁済率を乗じた金額とする。ただし、かかる算定により１円未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てた額を弁済額とする。
ア　本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額
イ　本特別清算が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、本特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額
ウ　一般債権の総額
⑶　免除
⑴の弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
⑷　追加弁済
上記⑴による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、一般債権者の債権額に応じて按分した額を、一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては上記⑶による免除の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、尾崎篤及び尾崎博章が清算株式会社に対して有する債権をいう。
２　関係者債権の免除
関係者債権については本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
（別紙省略）

東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２５年（再）第６６号
兵庫県神戸市中央区港島南町７丁目１番９
再生債務者　株式会社花鳥園
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年５月27日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２２年（再）第１０５号
埼玉県戸田市美女木東１丁目４番地５
再生債務者　株式会社廣瀬製作所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年５月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２６号
群馬県高崎市宮沢町1551番地
再生債務者　有限会社清水農園
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年５月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２８号
群馬県高崎市高浜町1062番地
再生債務者　有限会社水沼ブロイラー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年５月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３０号
群馬県高崎市神戸町359番地１
再生債務者　有限会社榛名鶏園
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年５月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１７号
大阪府堺市中区伏尾722番地
再生債務者　株式会社ＡＦＲＥＸ（認可決定時の商号株式会社荒井製作所）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年５月28日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１６号
千葉県成田市高岡1153番地５
再生債務者　青野　正一
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月30日から平成26年７月14日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第１２号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台５丁目21番７号
再生債務者　浦橋　一成
１　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月１日から平成26年７月15日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第５７号
千葉市若葉区愛生町116番地21
再生債務者　谷岡　俊彦
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月２日から平成26年７月16日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第４号
北海道小樽市梅ケ枝町10番15号
再生債務者　鈴木ひろ子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月19日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月３日から平成26年７月10日まで

札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（再イ）第３５号
埼玉県川口市末広３丁目14番19号サイプレス103号
再生債務者　遠藤　　健
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月19日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月３日から平成26年７月10日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第５１号
千葉市美浜区幸町２丁目22番30―1005号
再生債務者　吉峯　雄一
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月19日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月３日から平成26年７月17日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第２１号
相模原市中央区並木４丁目12番14号
再生債務者　前川　純一
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月19日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月３日から平成26年７月10日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第９０号
札幌市白石区南郷通１丁目北９番16―601号
再生債務者　加藤　直樹
１　決定年月日時　平成26年５月30日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月４日から平成26年７月11日まで

札幌地方裁判所民事第４部